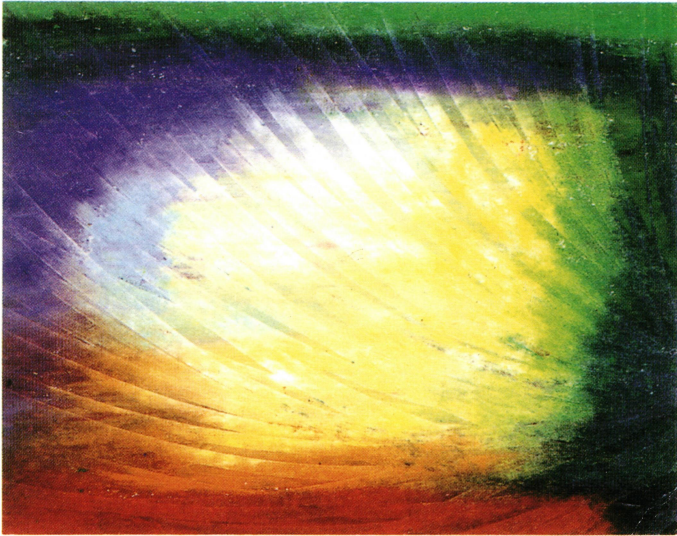


自分を愛するように

—教会におけるハラスメントを防止するために—



日本聖公会

日本聖公会ハラスメント防止宣言

日本聖公会第 59（定期）総会
決議第 12 号

すべての人は、神の似姿として命を与えられた
かけがえのない存在です。その一人ひとりの尊厳
は、誰からも侵害されたり傷つけられたりするこ
とがあってはなりません。日本聖公会は、人の尊
厳を侵害したり傷つけたりするあらゆるハラス
メントを許さず、その防止に取り組むことを宣言
します。

2012 年 5 月

発行にあたって

日本聖公会 首座主教 ナタナエル 植松 誠

2006年5月に開催された日本聖公会第56（定期）総会で、管区に女性に関する課題の担当者を置くことと、各教区にセクシュアル・ハラスメント防止機関ならびに相談窓口を設置するためのモデルを策定することが決議されました。この決議の背景には、京都教区で起きた聖職者による性的虐待行為があり、二度とこのようなことが起こらないようにとの願いがありました。選任された女性に関する課題の担当者は、その後、ハラスメント防止のためのモデルを策定し、各教区でもハラスメント防止委員会や相談窓口の設置などにつとめてきました。その過程において、神の愛を伝える教会で、人間の尊厳を否定し、身体と心に深い傷を負わせるハラスメントがセクシュアル・ハラスメント以外にもいろいろあることに気付かされてきました。私たちが持っている差別意識や偏見が、教会という福音宣教共同体の中であっても、人を傷つけないがしろにする行為や意識を引き起こしてしまうことを私たちは率直に認め、それらに対して弛まぬ学びと研鑽を続けていかななくてはならないと思います。このブックレットが、そのための良き教材となりますよう祈ります。

このブックレットを用いていただくにあたって

- ハラスメントとは、相手の意に反する言動によって相手の心や身体を傷つけることで、からかいや嘲笑、服従の強要といったことから、性的虐待や身体的暴力といった幅広い言動が含まれることが想定されます。たとえ軽微に見えることであっても、それが相手の尊厳を傷つけることであればハラスメントであり、私たちはそれらすべてを防止する対象として考えています。
- ハラスメントは、力の差のあるところどこにでも起り得るもので、教会にも起り得ます。
- このブックレットでは、まず「はじめに」で、教会につながる私たちが、ハラスメントの課題をどう捉えるのか、ということを考えようとしています。続くⅠ章では、さまざまな事例を、Ⅱ、Ⅲ章では、いくつかの対応のあり方や教会全体でどのように防止していけばいいのかを提案しています。またⅣ章では、聖書の中で、人間の苦しみがどのように表現され、神が痛んでいる人々にどのように伴い、関わっておられるのかを考察しています。

- このブックレットを皆様の教会での学びや話し合いの材料に使っていただけたらと思います。どこから読んでいただいてもかまいません。ハラスメントの課題を遠ざけるのではなく、共有することが、ハラスメントを起こしにくい、風通しのいい共同体をつくっていくために大事なことだと私たちは考えています。

- ハラスメントの防止は、私たちにとって緊急の課題であると同時に、息の長い取り組みが必要な大切な課題です。このブックレットは、教会で始まったばかりのこの課題に気づくためのたたき台であり、取り組んでいくための試みの一つです。今後もより良い学びのための工夫や経験を積み重ねていきたいと思っています。どうぞご意見や感想をお寄せ下さい。

日本聖公会 女性に関する課題の担当者

自分を愛するように

—教会におけるハラスメントを防止するために—

目 次

| | |
|---|----|
| 日本聖公会ハラスメント防止宣言 | 1 |
| 発行にあたって | 2 |
| このブックレットを用いていただくにあたって | 3 |
| □はじめに　　これからの教会に向かうために | 6 |
| 第Ⅰ章　ハラスメントって？　～定義・さまざまなケースから | 10 |
| 第Ⅱ章　「被害者」・「加害者」・「第三者」になったとき 私たちはどうすればいいのか？ | 27 |
| 1　あなたがハラスメントの被害を受けたら | |
| 2　あなたが訴えられたら | |
| 3　ハラスメントの被害相談を受けたら | |
| 4　ハラスメントを見聞きしたら | |
| 第Ⅲ章　ハラスメントを教会全体で防止していくために | 36 |
| 第Ⅳ章　教会・福音・ハラスメント | 40 |
| 付記　各教区の相談窓口等 | 47 |
| 参考文献 | 53 |